

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

令和6年12月13日金曜日 第569号

◇ 目 次 ◇
告 示

告 示

○愛媛県告示第1102号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

47	名 称 所 在 地			+#1	P		担当しようとする	指定年月日	
_ =	ተወ	所 在 地		1년	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	医療の種類	祖廷千万日
マック東温野	野田調剤薬局	東温市野地1	田3]	「目504番	株式会社大屋	西条市西田甲590番地 2	代表取締役 伊 藤 慎太郎	精神通院医療(薬 局)	令和 6 年 12月 1 日
フロンティブ	ア薬局小坂店	松山市小:	坂3丁	目3番1	株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原三丁目 5番36号	代表取締役重森裕之	精神通院医療(薬 局)	令和 6 年 12月 1 日

○愛媛県告示第1103号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

指	定訪問看護事業者等		訪問看護ス	テーション	担当しようとする	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	医療の種類	拍处千月口
株式会社カインドハウス	今治市南鳥生町 2 丁目 3 番43号	代表取締役 八 木 良	訪問看護カインドハウス	今治市南鳥生町2丁目3 番43号	精神通院医療	令和 6 年 12月 1 日
メディカルケア中井株式 会社	松山市来住町144 - 18	代表取締役中 井 孝 光	訪問看護ステーションめ ぐり愛	松山市南久米町686 - 19 メゾン・ド・白ばら102 号	精神通院医療	令和 6 年 12月 1 日
株式会社248	伊予郡松前町大字北川原 1450番地 1	代表取締役間 藤太郎	訪問看護ステーションて とめ	松山市六軒家町 3 - 42八 ローコートMM602号	精神通院医療	令和 6 年 12月 1 日

○愛媛県告示第1104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

47	夕 秘 压 大 地			+#+	B	開 設 者				
1	称	PII	红	地	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	医療の種類	指定年月日	
マック東温野	3 田調剤薬局	東温市野地1	予田3丁	目504番	株式会社大屋	西条市西田甲590番地 2	代表取締役 伊藤 慎太郎	薬局(育成医療・ 更生医療)	令和 6 年 12月 1 日	

○愛媛県告示第1105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等					訪問看護ス	テーショ		担当しようとする	指定年月日	
名	称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名	称	所	在	地	医療の種類	拍处千月口
株式会社 ス	カインドハウ	今治市南鳥生町2丁目3 番43号	代表取締役 八 木 良	訪問看護力	インドハウス	今治市i 番43号	南鳥生町 2	2丁目3	訪問看護ステーション(育成医療・ 更生医療)	令和6年 12月1日

○愛媛県告示第1106号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調査期間	成果の名称
新居浜市	芋野の一部	令和4年度から 令和5年度まで	新居浜市(芋野の 一部)の地籍図及 び地籍簿
宇和島市	高串の第11・第 12	令和4年度から 令和5年度まで	宇和島市(高串の 第11・第12)の地 籍図及び地籍簿
宇和島市	下畑地の第13	令和4年度から 令和5年度まで	宇和島市(下畑地 の第13)の地籍図 及び地籍簿
大洲市	菅田第8計画区	令和4年度から 令和5年度まで	大洲市 (菅田第 8 計画区)の地籍図 及び地籍簿

2 認証年月日

令和6年12月13日

○愛媛県告示第1107号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
 - 上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7460の3
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

○愛媛県告示第1108号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 6 年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7460の5、7460の6
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第1109号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 6 年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 宇和島市吉田町立間字ツカノクチ1番耕地1495の1、1番耕地 1495の7、1番耕地1497の2、字ツカノ口3番耕地541の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

農道用地及び用排水路用地とするため

○愛媛県告示第1110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

土福	沙災害警	戒区域		土砂災害特別警戒区域				
名 称	指定の 区域	土砂発生 の 選集 で で で で の で の は の の の の の の の の の の の の の	名 称	指定の 区域	土砂発生 の 選集 で で で で の で の は の の の の の の の の の の の の の	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項		
浅川 1 号谷 - 1 481 - 6010	宇市町(図お制品田君のと)	土石流	浅川 1 号谷 - 1 481 - 6010	宇市町(図おりません)	土石流	次の図のとお り		

号谷 - 計 2 481 - (6011	宇和島 市市吉田 町南君 (次の 図のと おり)	浅川 1 号谷 - 2 481 - 6011	宇市町(図お 和吉南次のり 島田君のと)	土石流	次の図のとお り
--------------------------------	---	------------------------------------	----------------------------	-----	-------------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県道	御内下畑地線	宇和島市津島町同町槇川1834番		番2から					令和6年12月13日

○愛媛県告示第1112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和6年12月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字立石1094番 2 から		旧	メートル 11 0~12 2	キロメートル 0.130	
宗 追	人/m 對 付 線	同町大竹字立石1086番1まで		新	11 D~15 3	0 .130	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和 6 年12月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数

1 ,105 ,382

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

22 ,108

- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して 得た数 238.173
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総 数	同左の3分の1の数 (松山市・上海では、 学区にあっては、数に6分の1を軽しての40万を超えて得た数と40万に3分を合算して得た数をで得た数)
伊 予 郡	42 ,531	14 ,177
南 宇 和 郡	16 ,829	5 ,610
松山市・上浮穴郡	426 579	137 ,764
今治市・越智郡	130 ,686	43 ,562
宇和島市・北宇和郡	69 ,948	23 ,316
八幡浜市・西宇和郡	33 ,371	11 ,124
新 居 浜 市	95 ,094	31 ,698
西 条 市	87 ,051	29 ,017
大洲市・喜多郡	46 ,610	15 ,537
伊 予 市	29 ,985	9 ,995
四国中央市	69 ,352	23 ,118
西予市	29 ,536	9 ,846
東 温 市	27 ,810	9 270

令和 6 年12月13日 発行 879